

議案第149号

宝塚市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市債権管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年（2016年）11月15日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市債権管理条例の一部を改正する条例

宝塚市債権管理条例（平成25年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（第2号を除く。）」を削り、同条第1号中「債権」の次に「（その額が100万円以下のものに限る。第4号において同じ。）」を加え、同条第2号中「あった場合」の次に「、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。